

# 山口県報

平成26年  
4月15日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則(会計課)……………一
- 告示  
平成二十六年年度地籍調査事業計画(政策企画課)……………二  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課)……………二  
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく指定地方公共機関の指定の解除  
(健康増進課)……………四  
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)……………五  
○公告  
一般競争入札の実施(情報企画課)……………五  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………六  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………七  
県宮下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………八  
公共測量の実施の終了(四件)(監理課)……………八
- 布する。  
物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに  
布する。  
平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県規則第二十九号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成七年山口県規則第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

三 令第六百六十七条の五第一項に規定する資格に関する文書を入手するための手段

第三条第五項中「種類並びに」を「種類、」に改め、「審査手続」の下に「並びに当該資格に関する文書を入手するための手段」を加え、同条に次の一項を加える。

6 知事は、第一項又は第四項の審査により入札に参加する者に必要な資格を有しないものと決定した者から請求があつたときは、当該請求を行った者が当該資格を有しないものと決定された理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

第四条中「のうち」の下に「最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の

契約に係る入札の公告を当該入札の期日の少なくとも二十四日前にする旨を記載した場  
合における」を加える。

第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を  
加える。

二 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
第八条第三項中「事項」の下に「及び次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加  
える。

一 一連の調達契約にあつては、第五条第一項第一号に掲げる事項

二 特定調達契約の手続において使用する言語

第十一条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定調達契約の手続において電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算  
機と特定調達契約の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続  
した電子情報処理組織をいう。)を使用する場合にあつては、当該電子情報処理組  
織の使用に関する事項

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契  
約については、なお従前の例による。



山口県告示第百五十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定による平成二十六年における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 地籍調査を行う者の名称
  - 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市
- 二 調査地域
  - 下関市彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島向井町二丁目、彦島向井町二丁目、菊川町大字上岡枝、菊川町大字下岡枝、豊田町大字今出及び豊北町大字田耕
  - 宇部市大字榎小野及び大字船木
  - 山口市嘉川、宮野上、秋穂東、小郡下郷、阿東生雲中及び阿東生雲西分
  - 萩市大字榎東及び大井
  - 防府市大字久兼
  - 下松市大字来巻
  - 岩国市周東町祖生及び錦町宇佐郷
  - 長門市仙崎、東深川、深川湯本及び日置上
  - 美祢市東厚保町山中、美東町絵堂及び美東町大田
  - 周南市大字湯野及び大字鹿野下
  - 山陽小野田市大字小野田、大字西高泊、北竜王町、高栄三丁目、新沖一丁目、新沖二丁目、新沖三丁目及び港町
- 三 調査期間
  - 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

山口県告示第百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年四月十五日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 デリカウイング株式会社  
住 所 広島県廿日市市宮内工業団地二番地の五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 デリカウイング株式会社岩国工場  
所在地 岩国市田原二六六番地の三
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の四の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設をいう。
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

種類	項目		構造	使用の方法
	変更前	変更後		
六六の四	五五、〇〇〇	六九、〇〇〇	（既設）	連続二四時間 一日当たりの使用時間 季節的変動の概要あり
備考	「六六の四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設をいう。			

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	変更後	変更前		
六六の四	〃	六・八	通 常 最 大	三三八
	〃	八・六	通 常 最 大	二四八
〃	〃	〃	通 常 最 大	二九五・五

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目		能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
	変更後	変更前								
排水処理施設	〃	ト製鉄筋コンクリー	二四〇	接触ばっ気	連 続	二 四 時 間	変 動 あり	(既)	平 成 二 六 年 八 月 三 一 日	平 成 二 六 年 九 月 一 日
	〃	ト製鉄筋コンクリー	二四〇	接触ばっ気	連 続	二 四 時 間	変 動 あり	(既)	平 成 二 六 年 八 月 三 一 日	平 成 二 六 年 九 月 一 日
還元処理施設	〃	ステンレス製	二二九	還 元	〃	〃	〃	(既)	平 成 二 六 年 八 月 三 一 日	平 成 二 六 年 九 月 一 日
	〃	ト製鉄筋コンクリー	三〇〇	活 性 汚 泥	〃	〃	〃	(既)	平 成 二 六 年 八 月 三 一 日	平 成 二 六 年 九 月 一 日
排水処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)	平 成 二 六 年 八 月 三 一 日	平 成 二 六 年 九 月 一 日
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)	平 成 二 六 年 八 月 三 一 日	平 成 二 六 年 九 月 一 日

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	処理後	処理前		
排水処理施設	〃	六・八	通 常 最 大	八〇
	〃	八・六	通 常 最 大	八〇

山口県告示第百五十三号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第一条第七号に規定する指定地方公共機関の指定を次のとおり解除した。

名 称  
 社団法人全国社会保険協会連合会(綜合病院社会保険徳山中央病院)

指定解除年月日  
 平成二六、三、三一

山口県知事 村岡 嗣政

平成二十六年四月十五日

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
〃	七	水素イオン濃度(水素指数)	〃	六・八	〃
〃	八・六	化学的酸素要求量(mg/l)	〃	二〇	〃
〃	二	浮遊物質質量(mg/l)	〃	一五	〃
〃	〇・五	動植物油脂類(mg/l)	〃	二〇	〃
〃	検出せず	窒素(mg/l)	〃	三〇	〃
〃	〇・五	有機物(mg/l)	〃	五	〃
〃	一	排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	〃	六	〃
〃	一〇		〃	二九八	〃
〃	三九八		〃	二九八	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排出水の量

排水処理施設	処理後		処理前		排水処理施設	処理後		処理前		変更後
	変更後	変更前	変更後	変更前		変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	八・六	八・六	〃	〃	〃	〃	〃	六・八	八・六	八・六
〃	八・六	八・六	〃	〃	〃	〃	〃	八・六	五・八	八・六
〃	〃	二〇	〃	三〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	二〇
〃	〃	三〇	〃	四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	三〇
〃	〃	一五	〃	二五〇	〃	〃	〃	〃	〃	一五
〃	〃	二〇	〃	三〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	二〇
〃	〃	六	〃	三五〇	〃	〃	〃	〃	〃	六
〃	〃	一五	〃	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	一五
〃	〃	三〇	〃	四〇	〃	〃	〃	〃	〃	三〇
〃	〃	六	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	六
〃	〃	七	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	七
〃	〃	〃	〃	二五〇	〃	九五	四八	九五	四八	一〇〇
〃	〃	〃	〃	二九八	〃	一〇五	五八	一〇五	五八	一〇〇

山口県告示第百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成二十六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
水谷 芳昭 下松市旗岡五丁目六番一七号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
各月ごとの概算払



(二二二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
  - (一) 業務の名称及び数量
  - (二) 人事給与福利厚生システム運用管理業務 一式
  - (三) 業務の内容
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 履行期間
  - (六) 平成二十六年七月一日から平成三十一年六月三十日までの間
  - (七) 履行場所
  - (八) 山口県総合企画部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百六十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十六年山口県告示第五十九号）に基づき資格審査において、システムの保守、維持及び運用管理について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十六年四月十五日から同年五月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十六年四月一日から平成二十六年四月十五日までの間に、国、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績（施行中であるものを含む。）を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

- (三) 受領期限  
平成二十六年五月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年五月二十七日午前十一時)  
六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室
- (二) 日時  
平成二十六年五月二十七日午前十一時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年四月二十八日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年五月十三日までに発送する。  
1 入札参加資格確認申請書  
2 納税証明書  
3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書面
- (五) 契約保証金  
免除する。

- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三一一二八六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the service to be required: Operation and maintenance of personnel affairs, salary and welfare program system
- (3) Fulfillment period: From July 1, 2014 to June 30, 2019
- (4) Fulfillment place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333-2860)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 26, 2014 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., May 27, 2014)
- (一三三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年四月十五日から同年八月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十六年四月十五日  
山口県知事 村岡 嗣政
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)ドラッグストアモリ小野田店  
所在地 山陽小野田市千代町一丁目六四一四の四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名

- 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二四八の一 森 信
- モリ
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
  - 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二四八の一 森 信
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成二十六年十二月三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 一、四五二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の収容台数
    - 六九台
  - (二) 駐輪場の収容台数
    - 三二台
  - (三) 荷さばき施設の面積
    - 五〇平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の容量
    - 七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
    - 株式会社ドラッグストアモリ 午前零時 午後二時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前零時から午後十二時まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
    - 二箇所
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
  - 平成二十六年四月二日

- (二四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
    - 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
    - 当該届出は、平成二十六年四月十五日から同年八月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
    - 平成二十六年四月十五日
    - 山口県知事 村岡 嗣 政
  - 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - 名称 株式会社山口井筒屋宇部店
    - 所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号
  - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - 名称 住 所 代表者の氏名
    - 株式会社山口井筒屋 山口市中町三番三三号 桶谷祥太郎
  - 三 変更に係る事項の概要
    - 株式会社山口井筒屋 山口市中町三番三三号 桶谷祥太郎
  - 四 届出年月日
    - 平成二十六年四月三日
  - 五 変更年月日
    - 平成二十年五月二十二日
- | 変更に係る事項    | 変 更 前 | 変 更 後        |
|------------|-------|--------------|
| 大規模小売店舗の名称 | 宇部井筒屋 | 株式会社山口井筒屋宇部店 |
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - 名称 株式会社山口井筒屋宇部店
    - 所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号
  - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - 名称 住 所 代表者の氏名
    - 株式会社山口井筒屋 山口市中町三番三三号 桶谷祥太郎
  - 三 変更に係る事項の概要
    - 株式会社山口井筒屋 山口市中町三番三三号 桶谷祥太郎

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称
株式会社山口井筒屋	〃	入江 壮行
〃	〃	桶谷祥太郎
		変更前 変更後

四 届出年月日  
平成二十六年四月三日  
変更年月日  
平成二十六年三月一日

(二二五) 県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営下関北部地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項に  
おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十六年四月十六日から同年五月七日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(二二六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が  
ありました。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域  
防府市
- 三 作業の期間  
平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月二十五日まで

(二二七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の  
通知がありました。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
下関市永田本町二丁目
- 三 作業の期間  
平成二十五年九月十二日から平成二十六年三月十四日まで

(二二八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の  
通知がありました。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
周南市大字徳山



三 作業の期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年二月二十七日まで

(二二九) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

平成二十六年二月二十日から同年三月二十八日まで

平成二十六年四月十五日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁